

羽幌町各会計決算特別委員会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年9月15日（木曜日） 午前11時15分開会

- 第 1 認定第 1号 令和3年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 令和3年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

○出席委員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

○欠席委員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	渡 辺 博 樹 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君

地域振興課長	清水 聡 志 君
財務課長	大平 良 治 君
財務課主幹	熊谷 裕 治 君
町民課長	宮崎 寧 大 君
福祉課長	木村 和 美 君
健康支援課長	鈴木 繁 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山 洋 美 君
建設課長	金子 伸 二 君
建設課主任技師	石川 隆 一 君
建設課主任技師	笹浪 満 君
建設課主幹	上田 章 裕 君
上下水道課長	棟方 富 輝 君
上下水道課主幹	竹内 雅 彦 君
農林水産課長	伊藤 雅 紀 君
商工観光課長	高橋 伸 君
天売支所長	門間 憲 一 君
焼尻支所長	佐々木 慎 也 君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井 峰 高 君
社会教育課長 兼公民館長	飯作 昌 巳 君
監査室長	三上 敏 文 君
農業委員会 事務局長	伊藤 雅 紀 君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊島 明 彦 君
総務係長	嶋元 貴 史 君
書記	逢坂 信 吾 君
書記	佐藤 諒 輔 君

◎委員長挨拶

○小寺委員長 それでは、開会前に一言挨拶申し上げます。

先ほど本会議において本委員会が設置され、委員長には私が、副委員長には舟見委員が指名を受けました。私も、また舟見副委員長も委員会運営及び進行には不慣れな点もあると思いますが、慎重審議がなされますよう委員の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

さて、決算の意義と考え方について理事者並びに委員の皆様は十分に理解されているとは思いますが、議員必携に町村議会の機能を高めるための方策としてこのように記載されています。決算審査は、ややもすれば執行済みのものとして軽んじられる傾向にあるが、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な意味があることを再認識すべきである。また、審査の結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされる努力をすべきであるとあります。税金の使い方を決める予算審議が重要とされる傾向がありますが、1年間でその使われた結果を予算に照らして検討し、以後の行財政運営の改善に役立てる決算審査は重要な意義があると思います。各委員におかれましては、町民の代表としてそれぞれの経験と知見、また町民からの意見や評価を代弁する機会でもあります。また、次年度における計画や行財政運営に大きく影響を与えるものであります。多くの質疑を通じて今後の町行政に対して例年以上に働きかけを強くし、活発な委員会になればと願っています。

各委員及び理事者側におかれましては、簡潔な質疑、また丁寧な答弁をお願いします。本委員会の円滑な進行にご協力いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○小寺委員長 ただいまから羽幌町各会計決算特別委員会を開会します。

本日の欠席並びに遅刻届はありません。

(開会 午前11時18分)

◎開議の宣告

○小寺委員長 これから本日の会議を開きます。

◎認定第1号～認定第8号

○小寺委員長 本委員会に付託された認定第1号 令和3年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

について、認定第4号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 令和3年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

次に、審査の方法についてお諮りします。本委員会では、計数の照合審査など監査委員の審査と重複することを避け、適正な執行状況並びに行財政効果等について綿密に審査すべきであり、監査委員の審査報告を信頼し、問題となる経理がない限り監査意見書に基づいて審査を進めたいと思います。

なお、審査に当たっては証拠書類の検閲が必要になった場合、地方自治法第98条の検査権あるいは同法第100条の調査権の特別委員会への委任についての議決がなければ、証拠書類の提出を求めることができないという行政実例があります。したがって、本委員会では、同法第98条の検査権等の委任に基づく行使によらず、まず決算書に対する監査委員の審査意見について報告を求め、その後財務課長から決算認定資料に対する説明、続いて上下水道課長から水道事業決算報告の内容説明を受けた後、理事者側に対する質疑を行う方法で審査を進めていきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げましたとおり審査することに決定しました。

それでは、代表監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○鈴木代表監査委員 ただいま議題となりました令和3年度羽幌町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書の内容についてご説明を申し上げます。

審査の意見は、平山監査委員との合議に基づくものでございます。

次のページをお開き願います。第1、審査の対象は、令和3年度一般会計と6つの特別会計、合わせて7会計でございます。第2、審査の期間であります。令和4年8月1日から同年8月25日までの期間であります。第3、審査の方法及び範囲についてであります。令和3年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等について、関係法令に準拠して調製されているか、予算は適正に執行されているか、計数が証拠書類に符合しているか、財政運営は健全かなどに主眼を置き、必要に応じて関係職員からの説明を聴取するなどの方法により審査を実施したところでございます。なお、現金、預金残高並びに証拠書類等の確認につきましては、定期監査及び例月出納検査の結果を踏まえて審査を行いました。第4、審査の結果でございますが、審査に付された一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類等は関係法令で定める様式に基づき作成されており、それぞれの内容を精査した結果、その計数はいずれも正確であり、財務に関する事務の執行につきましても適正に処理されたものと認

められました。

2ページをお開き願います。一般会計及び特別会計の決算総括表であります。合計欄で申し上げますと、予算現額は101億3,422万2,000円で、歳入決算額は98億5,478万1,893円、執行率は97.2%であります。これに対しまして、歳出決算額は96億444万7,175円、執行率は94.8%で、歳入歳出差引額2億5,033万4,718円となっております。一般会計では、剰余金1億9,839万3,102円のうち1億5,000万円を地方自治法第233条の2の規定により直接羽幌町減債基金に繰入れをし、残りの4,839万3,102円は翌年度に繰越しをしております。また、各特別会計の剰余金につきましては、いずれも翌年度へ繰越しをしております。

3ページを御覧願います。最初に、一般会計について申し上げます。1の概要であります。一般会計の決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額73億2,797万円から歳出総額71億2,957万7,000円を差し引いた形式収支は1億9,839万3,000円であり、この額から翌年度へ繰り越すべき財源となる繰越明許費充当額610万6,000円を差し引いた実質収支額は1億9,228万7,000円の黒字決算となっております。また、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億8,186万6,000円の黒字となっております。

4ページをお開き願います。2の歳入についてであります。歳入の決算状況は第2表のとおりであり、調定額74億3,584万4,000円に対し、収入済額73億2,797万円、収入率98.5%、執行率96.9%となっております。前年度と比較すると、収入済額は3億802万3,000円、4.0%減少しておりますが、収入率につきましては3.1ポイント、執行率は6.4ポイント増加しております。不納欠損額は5万2,000円で、全て町税となっており、前年度と比較し、78万5,000円、93.8%減少しております。収入未済額は1億782万2,000円ですが、翌年度繰越事業費充当として措置されました国庫補助金など5,479万2,000円を除くと5,303万円で、前年度同じく未収の国庫補助金等を除く5,039万4,000円と比較すると263万6,000円、5.2%増加しております。うち町税は4,353万8,000円で、前年度と比較し、163万9,000円、3.9%増加しております。また、収入未済額に占める町税の割合は全体の82.1%であり、その内訳は、町民税413万3,000円、固定資産税3,624万円、軽自動車税4万1,000円、都市計画税312万4,000円です。税外収入は949万2,000円で、前年度と比較し、99万7,000円増加しております。その内訳は、使用料及び手数料で公営住宅使用料778万1,000円、公営住宅駐車場使用料2万7,000円、単独住宅使用料155万5,000円、単独住宅共益費6万6,000円などです。当年度は町税及び税外の収入済額は8億8,124万3,000円で、前年度から808万7,000円、0.9ポイント減少しております。その主なものは、町たばこ税494万2,000円の増があったものの固定資産税1,307万円が減となったことによるものであります。地域の

経済状況が厳しさを増す中で、自主財源である町税の収納環境もますます厳しくなることが予想されますが、今後とも税負担の公平、適正と、さらには税収の確保に向けて最善の努力を尽くされるよう望むものであります。ただいま申し上げました不納欠損額及び収入未済額の内訳は、認定資料の24ページから25ページに記載されております。

次に、5ページを御覧願います。3、歳入決算構成であります。決算認定資料12ページの記載内容に基づき、普通会計ベースで一般財源と特定財源及び自主財源と依存財源に分類しますと、第3表及び第4表のとおりであります。第3表では、決算額に占める一般財源は45億3,677万円で、前年に比較しますと、主として地方交付税及び地方消費税交付金が増加しており、3億681万1,000円、7.3%の増となっております。また、特定財源は27億9,120万円で、国庫支出金等の減により6億1,483万4,000円、18.1%減少しております。構成比率では、一般財源61.9%、特定財源38.1%となっております。前年度に比較し、一般財源が6.5ポイント増加しております。

次に、第4表であります。自主財源は15億2,788万8,000円で、この主要部分を占める町税は7億1,177万5,000円で、前年度と比較すると1,100万6,000円、1.5%減少しております。主な増減として、繰越金1億3,311万4,000円の増、分担金及び負担金3,094万円、繰入金4,674万9,000円の減により、前年度より全体では3,814万1,000円、2.6%増加しております。また、依存財源は58億8万2,000円で、地方交付税等の増はありましたが、国庫支出金などの減により3億4,616万4,000円、5.6%減少しております。表中ほどの構成比率では、自主財源20.9%、依存財源79.1%となっており、前年度に比較し、自主財源が1.4ポイント増加しております。

6ページをお開き願います。4の歳出であります。歳出の決算状況は第5表のとおりであります。予算現額75億6,584万6,000円に対し、支出済額は71億2,957万7,000円で、翌年度へ繰り越す6,089万8,000円を差し引くと不用額は3億7,537万1,000円となり、予算の執行率は94.2%となっております。前年度に比較して支出済額で3億3,956万5,000円、4.5%減少し、予算執行率では5.7ポイント増加しております。また、翌年度繰越額は6億6,518万1,000円、91.6%の減、不用額は1億3,134万6,000円、53.8%増加しております。不用額の予算現額に対する割合は2.1ポイント増加しております。また、翌年度繰越しとなる事業は、27ページ、令和4年度への繰越明許費予算に記載の事業でございます。

次に、第5表下段の記載内容につきましては、7ページでご説明を申し上げます。7ページを御覧願います。款別の歳出決算状況は第6表のとおりであります。構成比の高いものでは、総務費、民生費、土木費、公債費、諸支出金となっており、これらで支出済額の68.4%を占めております。表の一番右に対前年度との比較を表しております。主な

款別の増減内訳についてご説明をいたします。初めに、総務費では5億5,872万6,000円、43.3%の減であります。減となった主なものは、特別定額給付金6億7,480万円などです。次に、民生費では2億1,026万円、17.6%の増となっておりますが、増となった主なものは、住民税非課税世帯臨時特別給付金1億100万円、子育て世帯への臨時特別給付、地方創生臨時交付金事業も含めまして7,604万円などです。衛生費では、1億3,835万2,000円、32.6%の増です。これは、主として羽幌町外2町村衛生施設組合負担金7,165万6,000円、予防接種委託料3,753万2,000円の増などによるものであります。農林水産業費では、3億1,645万1,000円、114.3%の増ですが、これは主に農山漁村活性化整備対策事業補助金3億683万6,000円、新型コロナウイルス対策農林水産業支援事業補助金4,855万6,000円などの増などによるものであります。土木費では、2億1,453万6,000円、20.5%の減です。これは、主として橋梁補修工事請負費8,999万1,000円、河川改修工事請負費7,753万9,000円などの減によるものであります。消防費では、2億1,877万円、42.1%の減ですが、これは主に防災情報伝達システム整備業務委託料1億7,809万円などの減によるものであります。

8ページをお開き願います。歳出決算構成であります。決算認定資料の12から13ページの記載内容に基づき歳出決算額を性質別に区分すると、第7表のとおりであります。決算額に占める義務的経費は25億4,618万9,000円で、前年度と比較し、人件費、扶助費、公債費の増により2億2,834万7,000円、9.9%増加しております。また、投資的経費は9億1,040万円で、前年度と比較し、普通建設事業費、災害復旧費のいずれも増となっており、1億2,608万円、16.1%増加しております。構成比率では、義務的経費35.7%、投資的経費12.8%となっており、前年度と比較し、義務的経費が4.7ポイント、投資的経費が2.3ポイント増加しております。

9ページを御覧願います。6の財政指標であります。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務比率の年度別推移は次の表のとおりであります。ア、財政力指数は、財政上の能力を示す指数で、指数が1に近いほど財政力が強いとされており、本年度は0.202、前年度より微減しております。次のイ、経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、比率が高いほど財政の硬直化が進んでおり、通常75%程度に収まることが妥当と考えられております。本年度は83.8%で、前年度より2.4ポイント減となっております。次のウ、ラスパイレス指数、一般行政職について地方公務員と国家公務員の平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したもので、本年度は94.7%で前年度と同数となっております。

10ページをお開き願います。7、財産に関する調書であります。令和3年度における財産の増減高及び現在高は次の表に掲げるとおりであります。御覧をいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

12ページをお開き願います。特別会計について申し上げます。最初に、国民健康保険事業特別会計についてであります。概要は記載のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも1万5,000円の黒字決算となっております。

次に、2の歳入ですが、自主財源である保険税の収入状況は次のページの第2表のとおりであります。調定額1億8,586万2,000円に対し、収入済額は1億7,238万6,000円、収入率92.7%、執行率99.7%となっております。前年度と比較しますと、収入済額は207万3,000円、1.2%増加し、収入率においては現年度分で0.5ポイント、滞納繰越分で1.6ポイント減となっておりますが、総体で0.7ポイント増加しております。不納欠損額、収入未済額につきましては記載のとおりでございます。今後とも健全な事業運営に向け、収入率の向上に一層努められますよう要望いたします。

3の歳出につきましては、8億8,141万9,000円で、昨年度と比較すると7,858万2,000円、8.2%減少しております。この主な要因は、療養給付費及び高額療養費の減により保険給付費が6,194万8,000円減少したことによります。

14ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計について申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも42万7,000円の黒字決算となっております。以下、内容の説明については省略をさせていただきます。

16ページをお開き願います。介護保険事業特別会計について申し上げます。決算の収支状況は第1表のとおりであります。保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を合わせた歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも5,114万2,000円の黒字決算となっております。

17ページを御覧願います。2の歳入及び歳出であります。昨年度と比較し、歳出総額で4,891万円減となっておりますが、これは上段、(1)の保険事業勘定の歳出で保険給付費4,961万3,000円の減が主な要因であります。

18ページをお開き願います。下水道事業特別会計について申し上げます。概要は記載のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも19万4,000円の黒字決算となっております。以下、説明は省略させていただきます。

19ページを御覧願います。2の歳入及び歳出であります。款別歳入歳出決算状況は第2表のとおりであります。概要を申し上げますと、昨年度と比較して、歳入では456万円、1.2%減少しております。これは、主としてし尿処理事業負担金の減等により、諸収入734万7,000円が減少したことによるものであります。また、歳出では職員の減員に伴う人件費及び修繕料等の減により、総務費1,795万2,000円が減少したことから、全体で469万2,000円が減少しております。水洗化の普及状況は、接続可能区域内人口5,491人に対し、既接続人口は4,027人で、水洗化率は前年度と比較して0.4ポイント下降し、73.3%となっております。

次に、20ページをお開き願います。簡易水道事業特別会計について申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額及び実質収支額とも16万4,000円の黒字決算となっております。ページ中ほどに記載の年間配水量等について申し上げますと、年間配水量は6万2,622立方メートル、有収水量は3万1,714立方メートルで、有収率は前年度に比較して3.0ポイント減少し、50.6%となっております。今後とも施設の維持管理を徹底されるとともに、有収率の向上に一層努力されるよう期待するものであります。

21ページを御覧願います。2の歳入及び歳出であります。第2表の説明を省略いたしまして、下段の水道使用料の地区別収納状況であります。天売、焼尻2地区の収納状況は、調定額1,531万6,000円に対し、収入済額1,504万4,000円で、収入率98.2%となっております。前年度と比較すると、収入済額は9万3,000円、0.6%増加していますが、収入率は0.1ポイント下降しております。

22ページをお開き願います。港湾上屋事業特別会計について申し上げます。決算収支状況は第1表のとおりであります。歳入総額及び歳出総額は1,590万円の同額であり、差し引いた額及び実質収支額ともゼロ円の決算となっております。決算収支状況を前年度と比較しますと、歳入、歳出とも42万6,000円、2.8%それぞれ増加しております。以下、内容は省略をさせていただきます。

24ページをお開き願います。各基金の決算状況であります。各基金は設置目的に沿って適正に処理されており、基金別決算状況は次の表に掲げるとおりであります。年度末現在高の合計額は、19基金で33億4,279万5,000円であります。前年度に比較して2,104万8,000円増加しております。各基金額及び増減内訳は記載のとおりであります。

25ページを御覧願います。不納欠損処分の事由別状況について申し上げます。一般会計及び介護保険事業、下水道事業特別会計の不納欠損処分の事由別状況は次の表に掲げるとおりであり、適法に処理されております。不納欠損額は、関係法令の定めるところにより、消滅時効などの成立により処理されたものであります。一般会計では税で5件、5万1,600円、介護保険料3件、2万4,800円、下水道使用料3件、1万260円、合計11件で8万6,660円となっております。決算認定資料の27ページから28ページに記載されております。

26ページをお開き願います。繰越明許費事業調であります。令和3年開催の第4回定例会及び令和4年開催の第5回定例会におきまして議決されたものでありますので、内容は省略させていただきます。

28ページをお開き願います。令和3年度羽幌町定額基金運用状況審査意見書の内容について説明を申し上げます。1、審査の対象は、羽幌町奨学基金及び羽幌町中小企業経営安定支援基金であります。2、審査の期日は、令和4年8月17日であります。3、審査の方法は、地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された基金運用状況調書

について、各関係諸帳簿、証書類等の確認を行ったものであります。4、審査の結果であります。基金運用状況調書は関係諸帳簿、証書類と符合しており、適正に運用されていることが認められました。

29ページを御覧願います。基金運用状況であります。羽幌町奨学基金であります。中ほどにあります本年度運用状況では、貸付金返済金額は9名で131万4,000円、貸付金額は1名で24万円となっております。本年度末現在高は、預金で1,148万2,000円、貸付金は8名で323万8,000円、合計で前年度末現在高と同じく1,472万円となっております。なお、羽幌町中小企業経営安定支援基金につきましては令和3年度の貸付けがありませんでした。

以上で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び定額基金運用状況についての決算審査の内容とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、令和3年度羽幌町水道事業会計決算審査意見書の内容についてご説明を申し上げます。

本審査の意見におきましても、平山監査委員との合議によるものであります。

次の1ページをお開き願います。第1、審査の概要でございますが、1、審査の対象は、次の(1)から(7)まで記載のとおりであります。2、審査の期間は、令和4年6月1日から6月9日までであります。3、審査の方法としまして、決算審査に当たっては、決算報告書、財務諸表、事業報告書、附属書類等に基づき計数の照合など、事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されているかに重点を置き審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けて審査の参考といたしました。

第2、審査の結果でございますが、1、決算諸表について、審査に付された決算報告書及び財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、それぞれの内容を精査した結果、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。

2ページをお開き願います。2、経営状況について、(1)、経営成績であります。当年度は税抜き決算で総収益2億1,839万8,000円に対し、総費用は1億9,097万5,000円となっており、差引き2,742万3,000円が当年度の純利益で、前年度と比較しますと658万8,000円、19.4%の減となっております。これは、総収益において246万円、1.1%減少し、総費用では412万8,000円、2.2%が増加したことによるものであります。減少の主な要因は、総収益で昨年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行動要請の影響を受けまして、給水収益で工業用及び臨時用での増加はありましたが、そのほかの用途で水道使用料が減少し、約206万円の減収となっていること、また総費用におきましても原水及び浄水費の修繕費で約351万円が増となっていることによるものであります。なお、事業の経営内容を把握するため、全国平均、この後平均値と略させていただきます。と比較しますと、次のとおりであります。アの財務比率であります。事業の財政状況の短期流動性、長期健全性の良否を表す

財務比率を算出すると、次の表のとおりであります。(ア)、流動比率は平均値を上回っており、短期債務に対する支払い能力は依然良好であると見ることができます。(イ)、自己資本構成比率も前年度より2.2ポイント増加し、今年度も平均値を上回っております。これは、組入資本金の増などによるものであります。(ウ)、固定資産対長期資本比率も前年度より1.4ポイント増加しておりますが、平均値を下回っております。比率は100%以下であることが望ましく、良好に推移しているものと思われま

す。3ページを御覧願います。イの収益性に関する比率であります。比率が高いほどその収益性が高いことを表しております。全ての比率において平均値を上回っております。特に営業収支比率は118.1%と平均値を大きく上回っております。

ウの施設利用率であります。施設の利用状況の良否を総合的に表示する施設利用率は、1日平均配水量の減により前年度より1.1ポイント減少しておりますが、平均値を上回っております。また、有収率は昨年度と比較し0.4ポイント増加しております。これは、無効水量の減によるものであります。今年度も平均値を9.4ポイント下回っている状況にありますことから、さらなる改善を望むものであります。

4ページをお開き願います。エの労働生産性では、職員1人当たりの給水人口、有収水量、営業収益は、労働生産性を端的に表すものであります。全てにおいて平均値を上回っている状況にあります。

次に、オの料金に関する比較ですが、有収水量1立方メートル当たりの供給単価は311.8円、給水原価は281.7円となっており、差引き30.1円の供給益が生じております。回収率は110.7%と平均値を上回っておりますが、前年度と比較すると4.2ポイント減少しております。

5ページを御覧願います。(2)のむすびであります。将来に向け安定した給水確保と水道施設の延命化を図るため、量水器取替工事及び老朽化した配水管布設替工事など計画的な補修等の事業を行い、主要施設の整備が進められてきておりますが、まだ有収率が全国平均を下回っております。状況の把握と原因の究明に努めていただきたいと思います。経営状況の中でも触れておりますが、今年度も事業運営の柱となる給水収益が新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行動要請等の影響により減少しております。将来的にも人口の減少などにより大幅な増加が見込めないことから、今後とも効率的な事業運営と経費の縮減等、経営の健全化を図るとともに、安全で安心できる良質な水道水の供給に取り組まれるよう望むものであります。なお、給水未収金は486万8,000円であり、前年度と比較し、46万4,000円、10.5%増加しております。引き続き未収金の解消に努められるよう要望いたします。

次の(3)、決算審査資料の第1表は、業務実績を前年度と比較し、表したものでございます。御覧をいただき、説明は省略させていただきます。

6ページをお開き願います。第2表、決算額比較表であります。収益的収支であります。令和3年度消費税差引き後の決算額の下段にあります収支差引額のとおり、純利益は

2, 742万2, 861円となっております。次に、資本的収支、下段の収支差引額1億209万1, 611円の不足額は、建設改良費は損益勘定留保資金等から、また企業債償還金については減債基金等により補填をしております。

7ページを御覧願います。第3表、比較損益計算書であります。当年度中に得ました収益と費用を表したものでありますが、第2表で申し上げましたとおり、3年度の純利益は下段に記載の2, 742万2, 861円となっております。

8ページをお開き願います。第4表は、財産、財政状況を統括的に表した比較貸借対照表であります。左側の資産の部の下段の合計額は20億6, 696万2, 647円で、内訳は固定資産17億9, 789万767円、流動資産2億6, 907万1, 880円であります。前年度に比較し、3, 907万9, 301円、1.9%の減となっておりますが、この主な要因は、流動資産において浄水場内シーケンサ装置の更新などにより現金預金3, 004万9, 958円が減となったことによるものであります。次に、右側の負債・資本の部につきましても大きく増減をしているのが固定負債で、企業債5, 856万7, 565円が減額となったことによるものであります。

以上で水道事業会計審査意見の内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○小寺委員長 昼食のため暫時休憩とします。

休憩 午後 0時04分
再開 午後 1時00分

○小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、財務課長から決算認定資料の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○大平財務課長 それでは、私から決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

決算書の一番後ろのほうの黄色の紙をお開き願います。令和3年度羽幌町各会計決算認定資料となっております。これを1枚めくっていただくと目次になりますが、これもめくっていただいて1ページを御覧願います。第1表、令和3年度羽幌町各会計別決算総括表であります。港湾上屋事業特別会計につきましては歳入歳出差引きゼロとなっておりますが、一般会計及び他の特別会計につきましてはそれぞれ剰余金が発生し、翌年度へ繰越しております。なお、一般会計につきましては監査委員からの報告にもありましたが、剰余金のうち1億5, 000万円を地方自治法第233条の2の規定により翌年度へ繰り越さず、直接減債基金へ繰入れしております。御覧をいただきまして、説明は省略させていただきます。

2ページをお開き願います。第2表、決算の状況に関する調、一般会計であります。令和3年度の歳入総額、A欄では73億2, 797万円、歳出総額、B欄では71億2,

957万7,000円、歳入歳出差引額、C欄では1億9,839万3,000円となり、これが剰余額となります。区分欄で、翌年度に繰り越すべき財源と縦書きで記載しておりますが、繰越明許費、E欄の令和3年度610万6,000円は翌年度へ明許繰越しを行った額であり、実質収支、J欄は繰越明許費を剰余額から差し引いた額となり、1億9,228万7,000円となります。次の財政再建債等未償還元金はございませんので、O欄も同額となります。このように1億9,228万7,000円の黒字決算となっておりますが、前年度からの黒字分も含んでおりますので、それを除いた単年度収支、P欄は1億8,186万6,000円の黒字となるものであります。また、3年度中の黒字要素となる財政調整基金への積立金、Q欄の521万9,000円を加えた一番下の数字、実質単年度収支、T欄は1億8,708万5,000円の黒字となるものであります。

次に、3ページの第3表、一般会計款別決算額比較表の歳入につきましては町長からの説明をもちまして省略をさせていただきます。

次に、4ページ、一般会計の歳出であります。監査委員からの審査意見がございましたので、説明は省略をさせていただきます。

次に、5ページ、国民健康保険事業特別会計であります。歳出合計で前年度対比約7,858万1,000円の減は、医療費の減少に伴う2款保険給付費の減少が主なものであります。

6ページをお開き願います。後期高齢者医療特別会計であります。歳出合計で前年度対比約354万2,000円の増は、療養給付費等に要する費用が増加したことに伴い、2款後期高齢者医療広域連合納付金が増加したことが主なものであります。

次に、7ページ、介護保険事業特別会計の保険事業勘定であります。歳出合計で前年度対比約5,521万7,000円の減は、介護サービス利用数等の減少に伴う2款保険給付費の減少が主なものであります。

8ページをお開き願います。介護サービス事業勘定であります。歳出合計で前年度対比約630万7,000円の増は、2款事業費で特別養護老人ホーム整備基金積立金の増加が主なものであります。

次に、9ページ、下水道事業特別会計であります。歳出合計で前年度対比約469万2,000円の減は、1款総務費で人事異動に伴う人件費の減少が主なものであります。

10ページをお開き願います。簡易水道事業特別会計であります。歳出合計で前年度対比約1,218万8,000円の増は、1款簡易水道費で水道施設台帳整備業務委託料等の増加が主なものであります。

次に、11ページ、港湾上屋事業特別会計であります。歳出合計で前年度対比約42万6,000円の増は、1款港湾施設費で天売旅客上屋事務所ドア修繕料の増加が主なものであります。

12ページをお開き願います。第4表、経常収支等の状況に関する調であります。左側の表、1、収入の状況では、決算額において、その収入が臨時的なものか、経常的なもの

のか、またその用途が特定されているのか、特定されていない一般財源なのかを表しております。次に、右側の表、2、支出の状況では、性質別区分の決算額、A欄のうち経常的な支出額、C欄に対して一般財源がどれだけ充当されているかを表しております。これらの結果を基に算定した経常収支比率を含め、関係数値につきましては右側の下段、3、各種指標に記載しておりますので、御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

次に、13ページの第5表、款別性質別決算額調であります。普通会計の決算額を款ごとに性質別に表したものであります。説明は省略をさせていただきます。

14ページをお開き願います。第6表の事業効果表の一般会計総括表であります。この内訳として、次の15ページから19ページまで、主立った投資的事業につきまして款別に区分をし、事業ごとに決算額、事業内容などを載せております。また、20ページ及び21ページにつきましては特別会計分となっております。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

22ページの第7表をお開き願います。歳入歳出の決算状況を目的別にグラフに表したものであります。左側の歳入の円グラフでは、歳入の約5割を地方交付税が占めている状況にあります。また、右側の歳出総額では、扶助費が含まれる3款民生費と人件費である13款諸支出金がそれぞれ約2割を占めております。

23ページを御覧ください。第8表につきましては、町税の収入額をそれぞれ税目別にグラフに表したもので、町民税が約5割、固定資産税が約4割を占め、次に町たばこ税となっております。

次の24ページから28ページまでの第9表、各会計（税・税外）収入状況調につきましては、監査委員から審査意見がございましたので、説明は省略をさせていただきます。

29ページをお開き願います。第10表、給与費決算調書であります。会計区分では一般会計と各特別会計に、職員数では特別職と一般職に分け、給与費では報酬、給料、職員手当等に分けたものであります。下の欄で前年度と比較しており、差引の一番右側、合計欄では2,832万円の増となっております。

30ページをお開き願います。第11表、債務負担行為の調であります。一般会計におきまして決算年度以前に議決をいただき、後年度で支出する内訳を記載しております。事項別の内訳は説明を省略させていただきますが、32ページをお開きいただきますと、表の一番右下の欄にありますように、次年度以降に一般財源で支出を予定している額は2億5,925万円となっております。

次に、33ページを御覧願います。ページの左側、第12表、地方債施設別現在高調であります。会計別に決算年度末の未償還元金の額を記載しております。一般会計につきましては、ほとんどの施設で減少しており、米穀集出荷貯蔵施設整備補助による農林業振興施設や総合体育館大規模改修による社会教育施設などが増加したものの一般会計総額では前年度より1億1,857万4,000円減少し、3年度末残高は63億4,885万6,000円となっております。また、特別会計を含めた対前年度増減額では3億9,3

39万3,000円減少しており、3年度末残高は83億6,112万7,000円となっております。

右側の第13表のグラフは、一般会計における令和3年度までの地方債の借入れ状況と地方債残高に係る元金の償還予定額の状況を令和6年度までグラフに表したものであります。

次の34ページ、第14表につきましては、一般会計の決算額を款別、節別に集計したものであります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

35ページ、第15表、基金運用状況調であります。監査委員から審査意見がございましたので、説明は省略をさせていただきます。

次の36ページ及び37ページにつきましては、第16表、繰越明許費事業調となっております。36ページは令和2年度から繰り越した事業の決算状況であります。また、37ページは令和4年度に繰り越した事業の予算であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

次の38ページ、第17表、引上げ分の地方消費税交付金の使途についてであります。社会保障施策に充てることとされている引上げ分の地方消費税交付金の充当状況であります。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

次の39ページ、第18表、目的税の使途についてであります。特定の経費に充てることとされている目的税の充当状況であります。本町につきましては都市計画税と入湯税がこれに該当いたします。御覧をいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上で令和3年度決算資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○小寺委員長 次に、上下水道課長から水道事業決算報告書の内容説明を求めます。

上下水道課、棟方富輝君。

○棟方上下水道課長 それでは、令和3年度水道事業決算報告書の内容につきましてご説明いたします。

1ページをお開き願います。決算報告書につきましては、予算額に対して執行の実績を示す計算表で、金額にはそれぞれ消費税を含んでおります。まず、(1)の収益的収入及び支出でございますが、収入では、第1款水道事業収益で予算額2億3,877万6,000円に対し、決算額は2億3,949万2,261円となっております。次に、支出では、第1款水道事業費用の予算額2億3,015万8,000円に対し、決算額は2億7,111万5,545円で、不用額の2,304万2,455円は1項営業費用の薬品費及び修繕費の減、工事等の入札執行残が主な要因でございます。

次に、2ページをお開き願います。(2)の資本的収入及び支出ですが、この収支は投資的事業に係る費用と過去の設備投資に伴う企業債の元金償還が主なものであります。収入では、補償工事に伴う補償金を予算計上しておりましたが、工事が行われなかったことから決算額はゼロ円となっております。支出では、第1款資本的支出の決算額は1億65

4万2,611円となっております。これに対し、収入がないため、この全額を減債積立金及び損益勘定留保資金等により補填したところでございます。

次に、3ページをお開き願います。3ページから7ページは財務諸表で、公営企業会計方式による決算区分に従い作成したものでございます。まず、損益計算書につきましては税抜きにより全ての収益と費用を記載し、利益を明らかにしたもので、先ほど1ページで説明しました収益的収支の税抜き額及び14ページの事業収入、事業費に関する事項の内容と一致するものであります。収益から費用を差し引いた2,742万2,861円が3年度の純利益となっております。

次に、4ページをお開き願います。まず、上段の利益剰余金計算書ですが、表の上段左端に記載しております資本金の自己資本金につきましては、前年度に未処分利益剰余金から資本金へ組入れた5,661万3,134円を加え、7億7,777万2,526円が当年度末残高となっております。その右側に記載しております剰余金の資本剰余金につきましては、増減はございません。次に、表の中央から右側に記載しております利益剰余金のうち減債積立金につきましては、前年度の処分量3,401万838円を加え、企業債元金償還分5,758万1,611円を未処分利益剰余金に振り替えた結果、当年度末残高は7,482万3,927円となっております。次に、未処分利益剰余金につきましては、前年度の純利益を減債積立金に振り替え後、減債積立金からの組入れ及び当年度純利益を加え、3億7,932万3,701円が当年度の未処分利益剰余金となっております。

次に、下段に記載しております剰余金処分計算書(案)につきましては、先ほどご説明しました当年度の純利益2,742万2,861円を減債積立金に積立てし、企業債元金償還に使用した5,758万1,611円を資本金へ組入れし、その結果、翌年度繰越利益剰余金は2億9,431万9,229円でございます。

次に、5ページをお開き願います。5ページから7ページは貸借対照表となっております。資産の部では、固定資産の合計17億9,789万767円に流動資産の合計2億6,907万1,880円を加え、資産の合計は20億6,696万2,647円となっております。

次に、6ページをお開き願います。負債の部では、固定負債の合計5億8,547万9,857円と流動負債の合計7,522万143円及び繰延収益の合計1億3,787万4,872円を加え、負債の合計は7億9,857万4,872円となっております。

次に、7ページをお開き願います。資本の部では、資本合計の12億6,838万7,775円と先ほど6ページで説明しました負債合計7億9,857万4,872円を加えた20億6,696万2,647円が負債資本の合計ですが、この額は先ほど説明しました資産合計の額と一致するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。8ページから16ページは事業報告書でございます。まず、8ページの概況ですが、給水状況としましては、前年度との比較で、給水戸数は4

7件の減、給水人口は142人の減となっております。また、主な工事では、羽幌上水道浄水場内シーケンサ装置更新工事をはじめ量水器の取替え等を行い、総額は9,357万1,500円となっております。8ページの中段以降につきましては、財政状況を記載しておりますが、これまでの説明と重複するため、説明を省略させていただきます。

次に、9ページをお開き願います。経営分析の結果でございます。内容につきましては御覧をいただき、説明は省略いたします。

次に、10ページをお開き願います。左側に議会での議決事項等、右側に職員に関する事項を記載しております。内容につきましては御覧をいただきまして、説明は省略いたします。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。建設改良工事等の概要としまして、工事等の名称、施工内容、工事費等を記載しております。内容につきましては御覧をいただき、説明は省略いたします。

次に、13ページに業務量、14ページには事業収入、事業費、その他主要な事項について記載し、それぞれ前年度と比較しております。内容につきましては御覧をいただき、説明は省略いたします。

次に、15ページをお開き願います。企業債の概況ですが、政府資金及び公庫資金を合わせた前年度末の残高7億162万9,033円から当年度の償還額5,758万1,611円を差し引き、当年度末の未償還残高は6億4,404万7,422円となっております。

次に、16ページをお開き願います。営業給水未収金調書としまして、科目ごとの使用料に係る執行額や収入額のほか、未収金の額などを記載しております。企業会計では出納整理期間がありませんが、収入率につきましては、おおむね98%で推移しております。

次に、17ページをお開き願います。以下は附属書類となりまして、キャッシュフロー計算書でございます。表の右側の下段部分になりますが、資金は前年度末から3,004万9,958円減少し、期末残高は2億5,986万5,734円となっております。これは、先ほど説明しました5ページ、貸借対照表の現金預金の額と一致するものでございます。

次に、18ページから21ページに収益費用、22ページに資本的収支、23ページに固定資産の明細をそれぞれ記載しております。内容につきましては、これまでの説明と重複するため、説明は省略いたします。

次に、24ページ、企業債明細書としまして償還状況や未償還残高、償還終期などを記載しております。

25ページから26ページは注記としまして棚卸資産の評価基準や評価方法、固定資産の減価償却の方法などを記載しております。内容につきましては、御覧をいただき、説明は省略いたします。

以上で令和3年度水道事業会計決算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議

の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○小寺委員長 これより理事者側に対する質疑を行います。先ほど開会の挨拶でも申し上げましたが、質疑並びに答弁は簡潔に、また質疑については決算書に記載された内容に基づき、分かりやすいようにページ数または事業名等があれば発言していただけるようお願いいたします。今後の行財政運営の改善に役立つような質疑になるよう、また著しく逸脱することがないようにご協力をお願いいたします。

認定第1号 令和3年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

工藤委員。

○工藤委員 それでは、決算委員会で初めて質問します。分からない部分もあるので、質問します。

まず、収入の部です。これ2ページです。まず、不納欠損額ということで町民税の部分であるのですけれども、固定資産税、それから軽自動車税、都市計画税、これ不納欠損ということは、もう収入というか、回収不能と判断したというふうに僕は受け止めるのですけれども、これはどういう内容が主にあるのか聞きたいと思います。

○小寺委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

基本的には不納欠損につきましては、地方税法に基づいてまずは事務処理を進めておるところであります。今回の部分につきましては、まず3年間の停止満了ということで、ここにつきましては生活が著しく逼迫している、そういう方の部分で生活保護ですとか、そういう方で状況が変わらない方については3年間変わらなければそこで時効という形で落としております。あとはこれ以外の部分で所在が不明ですとか財産が不明という部分があるのですけれども、これにつきましては例えば会社が倒産などして債務者のほうがはっきりしないと、そういう方なんかにつきましては5年間何もできない場合はそこで不納欠損をしていると、そういう状況になっております。

○小寺委員長 工藤委員。

○工藤委員 分かりました。

それから、もう一つ、横の欄の収入未済額という部分があるのですけれども、これも例えば今の固定資産税でいきますと3,624万172円あるのですけれども、これは3年度内に回収できなくて残っているということの判断でいいのですか。

○小寺委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

基本的に3年というわけではなくて、不納欠損等々で落としていない部分、基本的には繰越しで滞納が残っている部分について全額載せていると、そういう形になっております。

○小寺委員長 工藤委員。

○工藤委員 それでは、こういう回収にならない部分についての対応はきちとなってい

るのでしょうか。

○小寺委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

滞納されている方につきましては、基本的に納期が過ぎましたら20日たっても入っていない場合についてはまず督促状を発付しております。それが入ってこない部分については催告書ですとか、場合によっては差押えという文書も送っております。それに併せまして電話催告ですとか戸別徴収等を行いながら、不納欠損とならない形で少しずつでも収入する形では動いております。ただ、どうしても先ほど申し上げましたように固定資産税などの場合でいきますと倒産した会社の部分などが入っておりますので、その部分については新たなというか、その部分の債務者がはっきりしなければ各年度ごとに落ちていくものも出てくるかというふうには思っております。

○小寺委員長 工藤委員。

○工藤委員 内容は大体分かりました。

法的な部分は僕は何も詳しくないのですが、法で許される範囲で厳しくというか、そういうふうにして回収していかないと、こういう数字というのは増えてくるのではないかなと思うので、その方の状況にもよると思うのですが、誠意を持って対応することを僕は望みます。今後お願いします。

続いて、歳入のずっと下のほうなのですが、使用料及び手数料という部分にも未済額があります。まず、この部分を聞きます。この使用料と手数料の部分の金額、使用料が945万9,057円、手数料が3万2,502円とあるのですが、これは公共施設の使用料なのだろうと思うのですが、随分未済額の金額が大きいのですけれども、これはどういう関係のものなのか聞きたいと思います。

○小寺委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 まず、私のほうから主な部分の未収のところを説明したいのですが、お手持ちの資料の先ほど私のほうで説明しております黄色の紙から始まっている認定資料のほうの25ページを御覧いただければと思います。第9表の続きとなっておりますが、24ページが町税の部分、25ページが主な税外収入ということで一応の主な税外、使用料等々計上させていただいております。その部分を見ていただきますと、真ん中のところが令和3年度になりますけれども、収入未済額という部分がございます。その部分を左と照らし合わせていただければどこの部分が未収という形になっているのかというのが分かりますので、基本的にはここに載せているものが未収の部分というふうに捉えていただければと思います。

○小寺委員長 工藤委員。

○工藤委員 それでは続けて、その下の段に国庫支出金があるのですが、ここも未済額という部分で結構な金額あるのですが、これは年度内に国から入ってこなくて次の年度に入ってくる金額があるのかなというふうにして僕は思っていたのですが、

この内容はどういうふうになりますか。

○小寺委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時33分

○小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

こちらのほうは今の一般会計のところの19ページのほうを御覧いただきたいと思うのですが、18ページの下段のほうから、ここの部分に未収金という形で未済の部分で載っておりますけれども、ここにつきましてはほとんどの部分が4年度に繰り越してやる事業の部分の国庫の負担金ですとか補助金になっておりますので、これについては4年度に収入される見込みとなっている部分です。

○小寺委員長 工藤委員。

○工藤委員 分かりました。

そうすると、道の支出金というのが次のページにあるのですけれども、これも同じことになりますか。

○小寺委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

こちらにつきましても21ページのほう御覧いただきたいのですけれども、土木費の道補助金ということで954万3,000円載せておりますが、これにつきましても4年度に繰り越す分の事業ということで地籍調査事業の分に充てる財源となっておりますので、4年度に繰り越して収入がされるという形になっております。

○小寺委員長 工藤委員。

○工藤委員 それから、48ページ、ほかの部分も一緒なのですけれども、実は予算書持ってきているのですけれども、予算書の各事業がどのようにして最終的に決算になったのかというのがなかなか事業別にこれ見ただけでは分からないのです。それで、分かるような資料を作るようにというのはまた大変なことなのだと思うのですけれども、そういう部分が今回気になっていたのです。この辺今後何かしらやり方で、左側に予算があって、右側に決算の額があって、そして一目でこの事業はこういうふうにしてお金が少し余ったとか、あるいは足りなくて補正必要でこういうふうにして決算になったのだという、そういう作り方ができないのかなということでした。このことがどうのこうのとこの場所では言いませんけれども、できるだけ議員に対しても分かりやすい資料を作るということは行政として大切なことではないかなと思いますので、今後検討をお願いしたいと思います。

それで、その中で予算のことを言わないと分からないと思うので、1点だけ聞きたいこ

とあります。予算の総務費の中に空き家対策解体事業がありました。事業費の総額が1,512万8,000円になっていますけれども、これが最終幾らかかって終わったのか、事業の内容が町にとって成果があったのかどうか、この辺、これは町民課の課長だと思うのですけれども、教えていただきたいと思います。

○小寺委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

空き家対策補助金の実績ということで、令和3年度につきましては最終的に全体で1,973万円となっております。交付件数につきましては40件ということでございまして、内訳を申し上げますと、解体が33件、補助額が1,648万円、それと改修につきましては件数が7件、補助額につきましては325万円でございます。成果につきましては、ただいま申し上げました実績に基づき改修ですとか解体がされて、改修につきましては有効活用されたというふうに思いますし、解体につきましても防災、防犯等のリスク、あるいは環境保全の部分で成果があったというふうに考えております。

以上です。

○小寺委員長 工藤委員。

○工藤委員 町の中で古い家で壊れて近所の方も心配している部分があつて、何とかならないのかみたいなことを話ししたことあるのですけれども、こういう古くなつてもう解体するしかないなという家というか、建物というか、そういうものを増やさないためにもこの制度はとても大事だと思いますから、これからもずっと続けていけるようにやっていただきたいなと思います。改修が7件あつたということは改修して住んでいるのだと思うのですけれども、こういうところもとても大事だと思いますし、古い建物を改修することによって羽幌町のイメージもよくなると思いますので、この事業についてはずっと続けてやっていただきたいなと思います。

以上です。

○小寺委員長 磯野委員。

○磯野委員 事業効果についてお伺いします。

マイナンバーカードの件です。これは、事業そのものは国の事業で直接町が関わるわけではないのですけれども、私の質問したいのは国のほうで一生懸命旗を振ってやっているわけなのですから、それが各町村の普及率によって今後交付税算定に加味されるのではないかという話も聞くわけなのですから、そこで聞きたいのは数字がもし町民課のほうで分かれば現状羽幌町としてはどのぐらい普及しているのか、それから財政のほうにはそういう交付税加味ということは今後あり得るのか、その点を聞きたいと思います。

○小寺委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

マイナンバーカードの交付状況ということで、令和3年度末、本年3月末現在で交付枚数は2,261枚、交付率につきましては33.9%という状況になっています。それで、

委員おっしゃられた交付税の関係につきましては、現状当課のほうにはまだ詳しい情報等入っていないというような状況でございます。

以上です。

○小寺委員長 磯野委員。

○磯野委員 そういう情報というのは財務課のほうとしても何ら入っていないということ
で理解していいのでしょうか。

○小寺委員長 大平財務課長。

○大平財務課長 お答えいたします。

財務課のほうも現時点ではそういう形で算定内容に入るかどうかという通知はまだ来て
おりませんので、今町民課長が申したとおり正確なところについてはまだ把握できていな
いところとなっております。

○小寺委員長 磯野委員。

○磯野委員 現状33.9%ということで、これ今国のほうではマイナポイントの付与も
してあります。町民の人に話を聞いたりすると、なかなか手続きづらいというものがあつ
たり、それと既にカードを何年も前に作ったので、もうもらえないからと諦めている人も
いるというふうに聞いているのです。全額もらおうと2万円というポイントがつくのですけ
れども、これ全て羽幌町に来るとなると物すごいお金が、それが羽幌町で消費されるとな
ると大きな金が消費に回るということになるのですけれども、この辺町民課として今後ど
のような形でマイナンバーカードを作る、それからマイナポイントの付与というのはどん
な形で推進していかれると思っているのでしょうか。

○小寺委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

マイナンバーカードの関係の制度の周知につきましては、これまでも広報誌等ですとか
ホームページで行っております。さらに、来庁された方につきましてはポイントの関係を
含めたサポートというのを可能な限りではございますけれども、行っているというような
状況でございます。それで、今後につきましても職員の数ですとか時間の問題等制約はあ
るかと思うのですけれども、その中でも可能な範囲でサポートの部分行ってまいりたいと
いうふうに考えております。

以上です。

○小寺委員長 磯野委員。

○磯野委員 ぜひ普及をして、力を入れていただきたいと思います。なぜかという、1
つは既にカードを作ったので、もらえないと思った。それから、そもそもポイントをもら
ってどうしようという、全く理解をしていない、特に年寄りなんかは私の周りでも結構い
たのですけれども、私も実は自分でやろうと思って分からなくて、町民課へ行ったら本当
に親切にすぐやっていただいたのです。そのときにマイナポイント、2万ポイントもらう
ためにはクレジットカードもしくは電子決済、そんな形でないとということで、それ持っ

ている人はいいのですけれども、年寄りに聞いたら私らは電子決済なんかできないし、クレジットカードも全く持っていないのだという話をして、町民課に確認したらセイコーマートのペコマカードでも、それからセブンイレブンのナナコカードにもポイントは入れられるのだよと。そうすると、2万円たっぷりセコマかセブンでも使えるのだよということをおも実は初めて聞いたのです。それを年寄りに言うと本当に分かっていなくて、ですからせつかくそういうものがあって、その金が町に落ちてくる、それが経済効果になるということであれば、もっと積極的に羽幌町でもコンビニで使えるのだよということをおも何らかの形で、広報でもいいですから、ぜひ宣伝していただいて、隣のばあさんがもらったのに、私全然気がつかないでどうしていいか分からなかったなんていうことのないように、私も町民課に行ったら本当に親切に素早くやってくれたので、そういう面もぜひ広報していただきたいと思うのですけれども、町民課長、どうですか、今後。

○小寺委員長 宮崎町民課長。

○宮崎町民課長 お答えいたします。

委員おっしゃられるPRの方法というのでしょうか、周知の方法なのかなというふうに思いますけれども、いろんな種類の電子マネーですとか、クレジットカードですとか、もろもろあります。それで、あんまり具体的な例というふうになって特定のところにまた偏るというような形もちょっと難しいのかなといったところありますが、その辺は可能な範囲で今後においても周知と、それと先ほども申し上げましたサポートのほうをしてまいりたいというふうに思います。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 では、二、三点質問させていただきたいと思います。

まず、2款の総務費のページでいくと32ページ、6目の中の17番に備品購入費というところに22万、決算で20万6,800円という再生可能エネルギー環境保全事業という、騒音を測る機械だと思うのですが、これを導入して、令和3年度のいつ入れたか分からないのですが、どのような形で騒音を定期的に調べたのか、どういう形でやったのか、またそれによって結果として問題点があったのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○小寺委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

測定なのですけれども、基本的には苦情といいますか、そういったことで情報をいただいた場合にどれぐらいの騒音があるのかということで測定に行くために買ったわけですが、基本的には年に1回は一通り、大体基準にはみ出さないような、そういった音になっているかどうかというのを確認しております。今のところはそういったことで規定した基準以内の騒音の状況になっております。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 基準以内に収まっているということなのですが、昨日の中でまだ建っていない

い小形風力発電が36基最大で建つ可能性があるというときに、これを使って例えば住宅から何百メートル離れているとどのぐらいの騒音があるとか、そういう部分に関してデータを収集して騒音対策に関して未然に防げるような、そういうところにもこれから使っていけるのかなという思いもあるのですが、3年度の話で4年度、今年度から、これから来年度と長年使っていくと思うのですが、どういう形でこれを使って町民の騒音対策に生かしていくおつもりか聞きたいと思います。

○小寺委員長 清水地域振興課長。

○清水地域振興課長 お答えいたします。

基本的には既に認定を受けてまだ建っていないというのも三十何基あるのですけれども、それにつきましてもこれから建つ分につきましては騒音の部分は条例の適用になるということで確認しております。そういったことでは条例制定前に認定を受けたからといって騒音の適用にならないということではないので、その都度できる限り測定しながらその辺きちっと基準以内に収まるようにというふうに努めてまいりたいと思っております。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 町民生活が安全、快適に過ごせるように、せっかく買った機材ですので、有効に利用していただきたいと思います。

続けてよろしいですか。次に、6款の農林水産業費で、ページでいきますと46ページの中の2目に、林業振興費という項目の中で18番目に負担金補助及び交付金というところで予算額が1,289万6,000円のところ決算が491万7,054円という約800万の不用額が出ているところがあります。まずは不用額になった事業と中身を教えてくださいたいと思います。

○小寺委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

お時間取りまして申し訳ございません。本件につきましては林業関係の林業振興費の中で負担金ということで、各種部分であります各団体に対する負担金、補助金もありますし、今の中では私有林等整備推進事業ですとか、あとは民有林普及事業、あとは豊かな森づくり推進事業、あと私有林等整備事業ということで1,300万ほど予算を組んでおりましたが、もともと予定していた事業より少なくなったということで、こちらについてもそれぞれ各事業の中で支出する負担額が減ったということで以上のような決算額になっているという状況であります。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 今答弁の中で事業費が減ったという、その理由はなぜ減ったのでしょうか。

○小寺委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

もともと予定しておりました整備する範囲ですとか、そういう部分で対象となる整備区域が小さくなったりということで、総体的に様々な事業がそれぞれ縮小されたということで総事業費が減っているということでもあります。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 これからの時代カーボンニュートラルという部分、それからグリーンカーボン、今言われている森林をきちんと管理をして、そして次の子供たちに伝えていく、木を守るということも非常に、これは農業だけではなくて水産業に関しても非常に大切な部分で、こうやって予算をつけてやりましょうとやっている中であまりにも事業の縮小があり、補正で削られて、ただ今年度はまた今年度できちんと予算計上しているのです。そういう中でいくと、せっかく羽幌町の、町有林は別ですけれども、私有林、民有林を管理していきましようという予算をつけているので、これは森林組合はじめそういう企業も育てながらきちんと羽幌町の山を守っていくのだという部分の努力を怠らないようにしていかなければ、どう転んでも将来のことのCO₂の関係だけでなくて全てのことに影響があると思うので、ここら辺はこれからどのようにそういう部分で、予算を組んだ以上はきちんと執行していくのだというその意気込みというか、考え方必要だと思うのですが、何かこれからどうしていきたいということがあればお願いしたいと思います。

○小寺委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

今委員おっしゃるとおり、もともと予定されていた事業が様々な要因によりまして縮小されているという部分があります。基本的な部分といたしましては、当課といたしましても、もともと予定されている部分についてはそういう森林を正しく守っていくということで適正に管理されていくということが必要なのだというふうには思っております。一方で、私有林等につきましては各個人の支出というものも伴ってくるという、そういう要因もありますので、必ずしも当初の計画どおりにはいかないという、そういう側面もあるというところでもあります。

あと、先ほど説明の中で説明漏れというか、忘れていた部分があるのですけれども、今回大きな減額となっている要因につきましては、昨年度からですか、新しく制定というか、制度として設けました私有林等整備事業というものが一番大きいのかなというふうに思っております。こちらにつきましては、当初ある私有林の整備する方が国の補助を予定されている中で整備しようとする場合に、国の補助が満度に当たらなかった場合について町がその部分を補填してあげるといような制度で持っていた部分が金額として大きいのですけれども、結果といたしまして国の補助額が満度にほぼついているということで、その

大きな支出がなかったというのが今回余っている大きな要因であるということもご理解いただければというふうに思います。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 今の答弁の私有林等整備事業、その部分は減額と言ったこの800万の不用額の中に入っているのですか。確認したいと思います。

○小寺委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

すみません。先ほどの1,000万の部分につきましては3月の補正で落としておりますので、その部分には入っておりませんでした。他の事業でもともと予定していた部分が2事業で予定されていた事業費よりかなり落ちたということで今回このように余っているということでありましたので、訂正させていただきます。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 課長の答弁で1,000万の部分に関しては先ほどの答弁がありましたので、理解はします。それにしても先ほど私が言いました1,300万弱の当初予算があって500万弱しか使われなかったという部分に関しては、羽幌町の中に林業に携わる企業というのですか、事業体というのですか、そういうのも少なくなって、ここは今まで置き去りにされてきたような部分私は感じるのです。そこら辺は事業を行っていく上ではそういう事業体も育成していくというところも考えていくのも行政の一つではないかなと私は思うのです。そこら辺どう考えますか。

○小寺委員長 伊藤農林水産課長。

○伊藤農林水産課長 お答えいたします。

今委員おっしゃるとおり、町の林業関係の事業を育成するという部分に関しましては、町有林はもとより民有林につきましても町内の事業者が発注されて、それが業者の収入となって進んでいくというのが理想なのかなと思っています。町有林につきましても、できるだけ不要なということはもちろんあってはいけないのですけれども、適正管理する中で可能な限り事業の発注ということはもちろんしていかなければならないとは思っております。民有林につきましても、先ほども申し述べたとおり民間の方が支出されるという個人負担がありますので、町として適正な管理はしてくださいということで推奨はもちろん指導等もしていかなければならないとは思いますが、必ずしもそこに関して強制的にやっていたいかなければという部分については正直難しいところもあるというところら辺で、そ

こら辺は森林組合のほうとも相談しながら適正な事業量が発注されるように今後も協議してまいりたいというふうには思っております。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 私が最初に言った山を守る、木を守るという部分は非常に大事な部分だと思いますので、今課長の答弁がありましたように森林組合とも協議しながら進めていってほしいと思います。

まずはこれでやめます。

○小寺委員長 1時間経過しましたので、ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村田委員。

○村田委員 もう一点。

10款の教育費、ページでいきますと59ページの6項保健体育費の体育振興費の18番目、負担金補助及び交付金のところの中にスポーツ少年団等の全道大会参加への補助という項目があるのですが、ここは幾ら支出しているのかまず教えてください。

○小寺委員長 飯作社会教育課長。

○飯作社会教育課長 お答えいたします。

スポーツ少年団等の全道大会等の出場の補助金ということでございまして、令和3年度につきましては6万円の支出となっております。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 決算ですので、3年度は6万円ということなのですが、毎年の部分聞くのはやめますが、実は令和3年度の全道大会、もう一つ、ここ全道大会となっているのですが、全国大会に出場した分も対象なのか、お聞きします。

○小寺委員長 飯作社会教育課長。

○飯作社会教育課長 お答えいたします。

全道を勝ち上がって全国に行った場合も対象としております。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 その中で、この補助に対しても令和3年度は中学生以下の者ということでしたが、令和4年、今年度からは高校生以下に拡充されています。そういう中でここに予算で20万見ているうちの6万円が支出されたという中でいきますと、今私が言った全道大会からまれに全国大会に出場することもゼロではないと思っていまして、実際に全国大会に行っている児童もおります。そういう中で全道で行く場合と、それから全国大会に行くとならば大体は東京近郊になっていくのかなど。そういうことになると、児童ですから当然親も

一緒に大体行きますし、その旅費としてですか、大会参加する経費としてはかなり莫大な金額になっているのです。それで、ここが20万でなくて50万も60万もかかっているのですというのなら考えなければならぬかもしれないのですが、今言ったように今年度からは高校生以下にまで拡充しているというところで行くと、全国大会行く補助として、これ多分同じ1万円だと思うのですよね、書いてあるのは。そこら辺はもう少し全国大会の部分に関しては見直しをしてもいいのではないかと思うのですが、そこら辺何か考え方があればお願いします。

○小寺委員長 飯作社会教育課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

まず、補助の交付要綱につきましては令和3年度に内容を少し変えさせていただきました、現状の要綱でいきますと令和3年度から運用しているということでまずご理解をいただきたいと思います。全道大会を勝ち上がって、また全国という部分につきましては、今村田委員言われたように団体として行くのか、個人競技で行くのかという部分でも全体の経費等違いも出てきますけれども、全国も対象にしているとはいえ、一応想定している部分では全道なのかなというところもございますので、今後必ず変えるとか、そういうお約束はできませんけれども、そういったケースも出てくるということありますので、村田委員の言われた意見も参考にしながら検討していきたいと思っております。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 今の前向きな答弁はよかったのですが、令和3年度から高校生以下になったと今答弁あったのですが、「元気なはぼろ2021」のこの部分の中に書いてあるのが中学生以下ということになっていて、それはいつどこから変更になって高校生以下になったのか。今の答弁、前向きな答弁はよかったのですが、そこが何か納得いかないのです、すみません、もう一度。令和3年度のいつから中学生以下から高校生以下に変わったのか教えてください。

○小寺委員長 飯作社会教育課長。

○飯作社会教育課長 お答えをいたします。

申し訳ありません。私も詳しいそれに関する資料持ち合わせていないのですが、今の私の記憶ですとたしか令和3年の年度当初に要綱を改定させていただきました、5月から適用しているという記憶でございます。

○小寺委員長 工藤委員。

○工藤委員 事業効果表のところに、ページが18ページになっています。事業効果表の18ページ。この中に天売の複合化施設建設事業の設計委託一式という部分があって3,556万5,000円、それから今現在建っている教職員住宅の解体は、これはまた別なのかな、881万5,000円とありますけれども、6年度から実施というか、実際の建設が始まるということの複合化施設の設計なのですけれども、これはもう3年度に終わっているということなのですが、この設計で実際の令和6年度の建設が着工できるというこ

とですか。

○小寺委員長 酒井学校管理課長。

○酒井学校管理課長 お答えします。

基本的にはこの実施設計に基づきまして工事は施工したいと考えております。

○小寺委員長 工藤委員。

○工藤委員 工事は何月に始める予定なのですか。

○小寺委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時23分

○小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

もう一度、お願いします。

工藤委員。

○工藤委員 実際の建設の始まる時期です。僕は天売でやる建設ですから、その年度の早い時期に始まるのがいいと思うのですが、その辺まではまだ進んでいないのでしょうか。

○小寺委員長 酒井学校管理課長。

○酒井学校管理課長 その辺につきましては具体的な検討はこれからになります。

○小寺委員長 工藤委員。

○工藤委員 先日町長のほうから2年間延期になったことは天売の島民に理解をいただいたということであります。これは6年度にきちっとその計画で進んでいかなければ駄目だと思えるのですが、この辺はきちっとできる今体制になっているのかどうか町長に聞きたいと思えます。

○小寺委員長 駒井町長。

○駒井町長 現在のところは一般廃棄物のそういったものを順次進めておりますので、それに沿って天売複合施設も順次それに倣っていくというような状況でございますので、そういった段取りの中で進んでいるというふうに私は認識しております。

○小寺委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 委員長が委員として発言するため、議事進行を副委員長と交代したいと思います。

委員長交代のため暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時26分

○舟見副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小寺委員。

○小寺委員 2款総務費、一般管理費、旅費についてお伺いしたいと思います。

以前も決算の中で旅費の使い方ですとか、内容ですとか、そういう形で聞いてきたのですけれども、今回お伺いしたいのは2月に町長のスケジュールの中で出張という項目で出張されていると。行き先が東京であるというふうになっていました。具体的な目的と内容についてお伺いしたいのですが、お願いいたします。

○舟見副委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

2月の段階で、そのとき衛生施設組合の関係で新一般廃棄物処理施設の財源問題等ございまして、その関係で天売複合化施設の先送りの説明を議会のほうにしたと思います。その関係で町長のほうでそういう天売複合化施設の建設にも影響が出るということで、その辺の町の財政状況の説明だとか、財源確保の要請をするために東京の代議員の方へ要請活動に行っているということの内容になっております。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 町長が行かれたわけですけれども、その目的です。先ほど総務課長のほうから衛生施設の絡みでということで、行ったのは1か所だけ行かれたわけですか。中身についてはどういう、目的が達せられたのか、その辺はいかがでしょうか。

○舟見副委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

○舟見副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

駒井町長。

○駒井町長 国会議員の先生のところに行きました。

それと、目的は達成といいますか、ある程度のことはありました。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 それは1か所で、1人に会ったと。ほかの例えば省庁ですとか、いろいろな官庁系含めてそういうところには行ってないと。あくまでも1人の方に会ったということで、内容についてはきちんと書面としてどういう内容で協議をされてというのは残っているのでしょうか、それとも記憶だけですか。ただ、出張ですので、ある程度目的と内容等については分かった上で出張されると思うのです。もちろん帰ってきた後にどういう内容であったかということはきちんと書類としては残っているということで、確認なのですが、いかがでしょうか。

○舟見副委員長 駒井町長。

○駒井町長 出張報告的なものは、今回の場合は会議等が別になかったので、資料等は残っておりませんし、そういうものを作っておりませんでしたので、今後作成を考えていきたいと思っております。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 以前に出張に関して、それは弁護士との懇談についてだったのですが、出張を兼ねてそういうところに行って、内容についてそのときは残っていない、中身がです。それ以後きちんと書面として残しますというように答弁をされているのですが、今回の出張に関しては何も残ってなくて、それこそきちんとそれが本当の出張と言ったら変ですが、ここは決算なわけですから、それがきちんと成果があったと言ってほしいとか、それがないと困るのですが、その辺書類については本当に何も無いということで、今町長は何も作っていない、残していないということなのですが、それで本当によろしいのでしょうか。

○舟見副委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時33分

○舟見副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

そのときの復命書があったのかどうかというのは簿冊のほうを確認しないと即答できないものですから、調べさせていただければと思います。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 とてもそこが重要で、例えばその後3月の定例会、一般質問の中で町長の答弁の中で東京へは予算取得のために行っていると。そして、島民との説明会もあったのですが、それに行くとな候によって船がということで前の日から行かれていたのですか、きっと。何日か帰ってこれたのかこれないのか、その辺結構天候もあったとは思いますが、予算取得ということを目的に行って成果があったという発言をされているので、それは具体的にどういうものをもって成果があったと。町長の言葉を借りると予算取得できた。ただ、自分はそのときも伺ったのですが、2月の段階で予算を取得しに東京に行って、そしてそれが成果で取得できたというところの根拠も含めて、それが衛生施設に絡むということなので、衛生施設組合に絡むこともあったのかどうか、単純に天売のことだけだったのか、その辺もう少し詳しく教えていただけますか。

○舟見副委員長 駒井町長。

○駒井町長 御存じのように、天売の複合施設と合致するようなことになったのが1つと、

それから当時分かったのは一般廃棄物の交付金の関係で令和5年度については交付申請が多いということが分かりまして、例年は二十数億円ということで道の担当者のほうでもお願いに来るような人はいないと。変な言い方しますけれども、メール等で今は仕事ができるものですから、そういう形でしか対処していなかったもので、来られたのはびっくりしたというようなことも言われるぐらい、それでそのときだったかちょっと分かりませんが、札幌市と、それから胆振の2市5町でしたか、の衛生施設組合と、それと羽幌町と、さらに何件かそういった事案がありまして、令和5年については130億弱の申請があるので、そうなるちょっと分からないかもしれないと、交付金については。そういったところを聞きに行くことが必要であるのと、それから交付金の状況によっては後ろに控えている天売の複合施設についても、2年ということでした承受けましたけれども、その時点では2年で済むのかどうなのかということがはっきりできないので、まず一般廃棄物の交付金が当たらないことには天売の複合施設へと向かえないのだということでご相談をしてきたわけでございます。それで、国交省、あるいは道庁、それから振興局、留萌開建等にも顔を出すようにということでご指導を受けて再度動いたわけでございますので、そういった意味での交付金等の申請についての助言をいただいていたので、ある程度の効果はあったというふうに私は思っております。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 助言があったから、それが成果があったということではなくて、町長は東京へは予算の取得のために行きましたということで一般質問の中で答えられているのです。ただ、今は話は変わっていて、最終的には助言があったから成果があったと。その辺が言葉もかなり違いますよね、予算を取得できたというのと。成果としてです。ただ、今回の成果は助言をもらうことが成果だったというふうにかなり温度差が自分はあるのではないかなというふうに思うのです。だから、助言をもらえたことが成果だとするのか、それであれば3月に予算取得のために行ったのではなくて助言をもらうために行ったのですと。そして、助言をもらって帰ってきたという発言になるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○舟見副委員長 駒井町長。

○駒井町長 助言の目的自体が交付金の申請等で当たりますようにということをお願いに行っておりますので、そのこと自体も交付金を当たるようにということでの目的で行っておりますので、そのときには直接交付金が幾ら当たるといった結果はございませんが、今につながっているということで、まだ額のほうも確定したとは聞いておりませんが、つながってくるものと私は思っております。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 それは、結果的にはまだ結果は出ていないということですよ。だから、予算が取得できた、旅費を使って行ったことが成果があったというのはまだ、きっと本当に交付金が受理されたときに言う言葉なのではないかなというふうに思っています。それが

東京までその時期に行った成果が本当にあったのか、本当に東京まで行って1人の、自分はきっと各いろんな官庁に、関わる官庁に今回町長の言葉をお借りすると助言をもらいに回ったのかなと思ったのですが、そうではなかったということが今分かりました。

それとあと、その中では衛生施設組合の新しい一般廃棄物の施設についての相談ということはされたのでしょうか。

○舟見副委員長 駒井町長。

○駒井町長 衛生施設組合の新しい施設に対する内容についての相談というのはしておりません。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 もしそこで相談なりがあったとすれば、今回は羽幌町の旅費を使って行かれたわけですけれども、もしそういう衛生施設に関わることであれば衛生施設組合の議会費の旅費から支出するべきかなとは思ったのですけれども、それではその中では衛生施設の問題と言っては変ですけれども、そういう話はしていないということ、あくまでも羽幌町の課題ということで東京に行かれたのだなというふうに今の答弁では理解しました。

(何事か呼ぶ者あり)

○舟見副委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時44分

○舟見副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきに質疑のあった復命書の存否について、答弁の準備が整った旨の申出がありましたので、これを許します。

敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 先ほどの復命書の有無につきまして今調べた結果が来ましたので、答弁させていただきます。

復命書については作成をしていなかったということで、私も総務課長という立場で町長に確認すべきだったと反省しております。申し訳ございませんでした。今後につきましては、そういうことがないように必ず来たものについては記録を取るような形で対応していきたいと思います。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 いつからそれが、この案件だけが作られていなかったのか、それとももしかしたらほかの案件に関してもなかったのか、そしてもっと言えばかなり前のときに町長が行った先でやり取りしたことはきちんと書面に残しますと町長も含め役場全体で約束したと思ったのです。それができていなかったというのは、昨日の話に戻って申し訳ないのですけれども、小寺が言ったあれに対してはそんなに重きを置かずがいいやという態度なの

か、それとも議会全体に対して軽視したことになるのか。たまたま自分が質問した東京の出張に関してなのですけれども、それを改めてほかのものに関しても調査しなければいけないのではないかなと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○舟見副委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

基本的には、今小寺委員さんからおっしゃられたのですが、復命書自体はそういう要請活動なりなんなりということで、書面で残っているものにつきましては町長から必ず渡されますので、そういう形で復命書というのは作成しております。ただ、今回は予算の状況説明だとか要望活動という部分でそういう書面はなかったものですから、私も復命書を作るということが抜けていたなということで反省しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 そうなると、物が無いわけですから、先ほどのやり取りも何を信じていいかわからないのです。何か月もたって、例えば決算になったときに聞いても町長の記憶だけで話されていて、実際は違ったのかもしれないし、何がそこで行われていたのか、本当に旅費に関して適切に使われていたのか、記憶頼りで……こういうことがあっていいのか。何度も言いますが、前にもお願いして今後作るというふうにしたのにしていなかったということは、理解にはとても苦しみます。町長、どうですか。

(何事か呼ぶ者あり)

○小寺委員 みんないろいろ話したいと思うのですけれども、皆さん……

○舟見副委員長 不規則発言はやめてください。

○小寺委員 それを踏まえて町長、どうですか。どうですかと言うのはちょっとあれですけれども、それは一課長の問題だけではなくて全体として、特に前回もそれで僕駒井町長の時代に書面を作るという約束はしていただいたかなと思うのですけれども、その辺含めていかがでしょうか。

○舟見副委員長 駒井町長。

○駒井町長 小寺委員のほうから改めてそういうものというか、復命書を作るということでございますので、私も昨日もご指摘いただきましたが、失念しておりまして、今言われた中で、コロナの前ですから、もう5年も6年もたちますか、弁護士事務所に寄ってきた話も思い出しましたし、そういったものを改めて作成するよというふうにございますので、できる限りのものを作りたいというふうを考えますので、今後につきましてはそういうふうな気をつけたいと思えますので、ご理解をいただければと思えます。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 例えば今からきちんと作るのか、これに関してはそのままにしておくのか、決算ですから、その辺過去に遡ってきちんとするのか、それとも今後やっていくのか、その辺は分からないのですけれども、今もまた失念されていたという発言があったのですが、

失念されては困る、当たり前のことだと思っていたので、その辺はとてものがっかりという
か、残念な思いです。旅費に関してなので、今後適正に処理していただきたいというふ
うに思っています。

一度やめますか。続けてもいいですか。それでは、そのまま続けます。もう一件です。
ちょっとページが分からないのですけれども、2款総務費、事業でいうと職員研修強化事
業についてお伺いします。令和3年度の予算委員会でも阿部委員ですとか私もその件につ
いて伺いました。職員研修強化事業について内容と対象者、またその評価についてお伺い
したいと思います。

○舟見副委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

職員研修強化事業につきましては、経常費のほうでも毎年行っている職員研修のほか、
役職ごとの研修について講師の派遣を委託し、実施をしているということでございます。
確かにこの件につきましては予算委員会等々でもお話がありまして、3年度につきましては
令和2年6月に施行されました改正労働施策総合推進法を受けまして羽幌町の職員のハ
ラスメントの防止等に関する要綱を制定したものですから、その中でも必要な研修を実施
するように努めるということでもしておりましたので、令和3年につきましてはハラスメン
ト防止に関する研修を実施をしております。実際に参加した方につきましては、集合研修
につきましては18名が参加をし、eラーニングということで個別研修につきましては管
理職が24名、あと離島の電気系の職員は来ることができないものですから、eラーニン
グで8名受講をしているような状況でございます。その中身につきましては、ハラスメン
ト全般に係る部分ということで、ハラスメントをしてはいけないという認識を持たせると
ともに、もしそういうことがあればどこに連絡をしてだとか、そういうような部分で、研
修の中にはそこまでは触れてはいないのですけれども、そういうようなやってはいけない
こと、気をつけなければならないことの研修を実施をしたということでございます。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 対象者は分かったのですけれども、予算委員会するときでも特に管理職以上も
必要ではないかという話もしましたし、そこで特別職、特に副町長ですとか町長は参加さ
れていたのでしょうか。

○舟見副委員長 敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 お答えいたします。

職員研修ということでしたので、理事者につきましては参加はしていません。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 職員ですから当たり前で、前提としては町長もハラスメントについては十分
理解されているというふうに思うのですけれども、研修は今回受けなかったのですけれど
も、ハラスメントについて町長はどういう、今回研修にも取り入れたということになりま
すけれども、研修とハラスメントというテーマについてはどのようにお考えだったのですし

ようか。

○舟見副委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時55分

○舟見副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

敦賀総務課長。

○敦賀総務課長 申し訳ございません。先ほどの答弁の訂正をさせていただきたいのですが、今回ハラスメントの研修に関しましてeラーニングという部分で管理職を対象にしたということでご説明したのですが、特別職につきましても同様に個別研修という形でやらせていただいております。訂正しておわび申し上げます。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 ということは町長も研修を受けたということですね。ハラスメントへの町長の見解というか、受講して、それについてどのように感じて今後どうしていきたいかとか、その辺の今後の評価、研修の評価、その辺をいただきたいと思います。

○舟見副委員長 駒井町長。

○駒井町長 今世の中でそういうことは頻繁に起こっていることと、それからちょっとした言葉がけが逆にそういうことにつながるということも言われておりますので、逐次私たちも含めてそういったことがないようにするという必要であるというふうにして思っておりますので、今後も引き続き道の指導なりそういうものを利用してやるようにというふうに思っております。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 予算委員会的时候にもハラスメントに関してはとても今なかなか言い出せない、特に上からの、職場の中でいうとぜひ管理職、地位のある人、力と言ったら変ですけども、受けたほうが良いということで私も質問になりました。自分がとてもびっくりというか、これも公式の議事録には残っているのですけれども、昨日の工藤議員の一般質問の中で、今も訂正はされていけませんので、今のところは議事録に残っていることだと思っておりますけれども、職員の前で、議員もいて、議員の言うことを聞くなよと。それは職員として通常議員だけではなく町民の声を聞く仕事をする中で、それを言うことによって職員的にはどう業務していいのかというふうなことに当たるのではないかなというふうに思いますし、またその言葉を受けた議員のほうも、本人がどう思ったか分からないですけども、いい思いはしていないのではないかなというふうに思います。

自分ちょっと調べた中では、ハラスメント、英語ですけども、嫌がらせとか、いじめという言葉で訳される言葉です。言動により他者に不利益を与えたり、不愉快にさせたりすることと。与えるダメージは肉体的なものもありますけれども、精神的なものもハラス

メントであり、行為者、するほうです。どういう意図があったかではなくて、相手が不愉快な感情を抱けばそれがもうハラスメントになっていくというふうに私は認識しています。そうすると、昨日の発言を引用すると、もしそれが事実だとすればハラスメントに当たるのではないかなというふうに思いますし、ハラスメントだけではなくて議会活動、議員活動を抑制させるすごく重い言葉を発言されたのではないかなというふうに私は思っています。そこをきちんと、あしたまで日数がありますけれども、もし違うのであればきちんと訂正をしなければいけないですし、ただ記憶にないですとか、そういう言葉ではなくて、きちんと言われた方、周りにいた方、その方がどう思っているのか、その辺も含めて考える必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、研修を受けて町長の今までの言動に対してそれはどうだったのかなと。町長のほうで考えることがもしあれば答えていただきたいというふうに思います。

○舟見副委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時18分

○舟見副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきに小寺委員から質疑のあった件につきまして、答弁の準備が整った旨の申出がありましたので、これを許します。

駒井町長。

○駒井町長 小寺委員から昨日の工藤議員の一般質問の中で工藤議員が聞いた町長が職員に対して議員の言うことは聞かなくてもよいような発言をしたとのことで、町長はハラスメントに当たるのではないかとの質問でしたが、工藤議員が聞いたその内容がいつのお祭りのことなのか、どういう背景の中で発言したのかが不明な中ですので、それがハラスメントに当たるものなのか答弁のしようがないので、ご理解をいただきたいと思います。

○舟見副委員長 小寺委員。

○小寺委員 先ほどもちょっと触れたのですがけれども、行為者がどういう意図ですとか、そういうのではなくて、相手が不愉快な感情ですとか不利益があったと。相手側のことで、せっかく令和3年度ですか、職員研修を通じてハラスメントという研修をしたわけですから、今後とも発言、言動には注意していただきたいというふうに思っています。

以上です。

○舟見副委員長 委員長の発言が終了しましたので、ここで委員長と交代いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時20分

○小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから認定第1号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和3年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第2号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第3号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第4号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

村田委員。

○村田委員 1点質問させていただきたいと思います。

介護予防事業の中で令和3年度に始まったまると元気アップ教室事業についてお伺いしたいと思います。どれだけの参加者がいて、どういう効果があったのか、まずお聞きしたいと思います。

○小寺委員長 鈴木健康支援課長。

○鈴木健康支援課長 お答えをいたします。

週に2回、火曜日と水曜日なのですがすけれども、午前、午後、大体10名程度ほどずつ参加をいただいています、効果につきましては、そういう専門の先生がついて運動教室をしているということで筋力がアップしたですとか、そういう部分で日々の生活に活かされているというような声が聞かれているという状況であります。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 事業の中身も分かりました。

ちょっと気になるのが当初の中でいくと各クラス25人程度を予定していたというのが今10名程度ということで、この周知に対してはどのような周知をして募集をしたのでしょうか。

○小寺委員長 鈴木健康支援課長。

○鈴木健康支援課長 申し訳ありません。10名というのは午前と午後で大体10名ほどずつでありますので、1日にしますと20から25とかというような状況になります。周知につきましては、当然広報ですとかそういう部分含めて、あと途中からそういうところに来ている方の友人ですとか、若干ですけれども、口コミでというような部分もありまして、徐々に広がっていった部分もあるというような状況であります。

○小寺委員長 村田委員。

○村田委員 私もこの事業は大変いい事業であるという思いで今ここに立っています。できれば当初25名、クラスに分けて25人ということなので、もう少し参加者が増えてくれるのがいいのかなと思っています。そういう中で、健康寿命というのは羽幌町にとっては高齢者率が高くて非常に大事な事業だと思っています。そういう中で令和4年度はまた倍額の予算もついていますし、どういう形でそれだけの方々に参加してもらったらいのかということも検討しなければならないのかなと思っていますが、1つ私の思いの中で高齢者が独居だったり、あまり出て歩かない方々だったりした人たちに町としてこういう

いい事業をやっていると。ほかにも羽幌町は高齢者に向けていろんな事業を行っているのです、実は。そういう中で周知の仕方によって参加する、しない、今言った参加者が多くなれば当然口コミでここへ行ったら楽しいよとかいうことが起きて参加人数が増えて、健康寿命が延びるという事業効果が得られるのかなというところで、9月の、これは今年度の話なのですが、広報はぼろに冬季高齢者自主運動事業だとか高齢者向け基礎体力向上講座だとか載ってまして、ほかにもいろんな形であるので、例えば予算が通って執行する最初のときに65歳以上なら65歳以上の高齢者に対して郵送なりなんなり、そこら辺はどういう形がいいか分かりませんが、羽幌町としては高齢者向けにこれだけのこういうことの事業を1年間やっているのですと、ぜひ参加してくださいということを知る周知の仕方です。もっと工夫して高齢者が分かるような形の参加してもらうための努力というのですか、を私はもっとすると、健康寿命を延ばすという部分に関してはもっといい事業効果が生まれるのではないかと思うのです。調べてみますと結構たくさんあって、これをでは高齢者が全部把握しているかといったら恐らく把握していないのではないかと思うのです。そこら辺の参加者を募る努力をぜひしてもらいたいと思うのですが、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○小寺委員長 鈴木健康支援課長。

○鈴木健康支援課長 お答えをいたします。

村田委員おっしゃったのは当然だと思います。当然これからもいろんな努力は続けますけれども、そういう一覧表的なものは配っている状況もありますし、プラスいたしまして電話で勧奨をしているという部分もあって、それプラス各団体でやっている体操もありますので、そういうもろもろ含めてご指摘のあった部分は検討して、当然健康寿命を延ばすというのは我々も思っているところでありますので、同じ目標に向かって日々検討したいというふうに思います。

○小寺委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第5号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これか

ら質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これ以て討論を終わります。

これから認定第5号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第6号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

磯野委員。

○磯野委員 簡水について質問します。

先日常任委員会等でも離島の部分の漏水に関する説明もありました。かなり高い数字で、なかなかその数字も減っていかないと。水道課としては今後、まず現状なのですけれども、どの程度漏水、いわゆる古い管が、もう既に老朽化してという管というのは一体どの程度、何%なのか、何キロなのか分かりませんが、どの程度入っているのか、それから今後の事業としてどういう形で、年度を切って年間どのくらい直していくのか、それとも一気に直すのか、その辺のところで見通しがあれば教えていただきたいのですけれども。

○小寺委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えします。

すぐに更新しなければならぬほど古くなっている管というのはあまりないものと認識しております。ただ、委員おっしゃるような漏水は結構多いような状況で、有収率が低いというところは把握しておりますので、漏水調査をやりながら修繕していっているような状況でございます。管の更新につきましては、今現在更新計画とかというものはないものですから、状況を見ながら計画の作成も検討していかなければいけないというふうなふうに考えております。

○小寺委員長 磯野委員。

○磯野委員 特に離島ですと、例えば冬期間だとかそういうときに漏水しましたといっても、なかなか業者も行けないという事態があります。水道がだだ漏れになってしまうという、そうするとそれがまた今度は凍結だとかにつながっていくので、いろんな部分に波及していくというふうなふうに考えていますので、一遍にというのは当然無理ですけれども、両島

含めて今後計画的に取り替えていくことが必要だと思うのですが、その辺町長、どうですか。

○小寺委員長 駒井町長。

○駒井町長 町長どうですかと聞かれましたので、昨年も12月でしたか、焼尻島、分からなくて分からなくてというような状況で、たまたま業者も行ってたということで業者がすぐ手つけてくれて、思っていたところとちょっと違ったというような状況で、早期にやっていただいたのですけれども、人口も減っているというとまた大変お叱りを受けるかもしれませんが、そういうのを直しているうちに予算を消化しているという、そういうような後追いのようなところもありますので、計画どの程度できるか、委員おっしゃるとおりで冬にもっと大きなものが起きると大変なこと起きますので、計画、相談等はして、どういうふうになっていくか、手をつけたいというふうにご理解いただきたいと思います。

○小寺委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから認定第6号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第7号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから認定第7号について採決します。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

認定第8号 令和3年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、これから質疑を行います。

金木委員。

○金木委員 水道事業ですが、職員の定数及び内訳ですか、に関わって課長職の人件費の組み方について質問をしたいと思います。

水道事業の報告書でいえば10ページに載っていますが、職員の定数及び内訳ということで課長職、あとは係長、主事、4名分の人件費が見られているということになっておりますが、役場庁内の課のつくり方、割り方、いろいろ変遷があつて、以前は水道課長だったり、建設水道課と言っていた時代もあつたり、今は上下水道課ですか。皆さん御存じのとおり、なかなか水道の経費もかかっているという状況もあつて、なるべく人件費でも軽くというのか、できるだけ経費がかからないようにという方法として、建設水道課と言っていた時代だったと思うのですが、課長職の人件費を例えば建設分野と水道分野と2つに分けるだとか、いろんな方法を取られていたと私は思っています。現在課長職1名が載っているわけですが、この考え方、今は上下水道、下水道事業も統括する課長さんですので、その辺の考え方ですか、人件費のつけ方の考え方、もしこういうふうに考えて水道事業にしたのだというようなところがあればお聞きしたいと思います。

○小寺委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えいたします。

まず最初に、決算報告書の10ページに載っております職員の定数及び内訳の部分で4名分職員配置ということになっているところなのですが、実際水道事業会計で人件費を見ているのは課長、係長1名と主事1名の3名でございます。ただ、業務係長につきましては簡易水道事業特別会計から支出しているのですが、水道事業に配置しているということでこのところに人数を載せていて計4名となっていることをまずご説明させていただきます。

それで、人件費の割り振りの関係だったのですが、上下水道課の体制といたしましては各事業専任の職員というふうになっているわけではありまして、全員で各事業の業務に当たっているというような状況でございます。そのため、各事業の割合を明確にして人件費を割り振るといことは非常に難しいというような状況ですので、各会計の規模に応じまして人を張りつけて人件費を割り振っている状況ですので、ご理解いただきたいと思ひます。

○小寺委員長 金木委員。

○金木委員 今の答弁の中で簡水に組まれているというのは課長分も簡水に含んでいるということだったか、ちょっと確認したいと思います。

○小寺委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 説明が分かりづらかったのは申し訳ありません。係長で2名計上されているのですが、そのうち1名の業務係長につきましては簡易水道のほうで見えて、

残りの課長と係長1名と主事につきましては水道事業のほうで見ている状況でございます。

○小寺委員長 金木委員。

○金木委員 あと、上下水道課に所属する職員はほかにもいるのかなと思いますが、予算規模からいいますと、私もさっき調べたのですが、水道事業は年間2億7,000万円ぐらいで下水道事業はさらに多いです。3億7,000万円ぐらいの年間事業費になっています。予算規模からいえば下水道事業のほうが大きいのかなという感じなのですが、ほかのここに載っている4名以外の分としては何人ぐらいの職員が一般会計のほうで見ているのか、その辺説明いただきたいと思います。

○小寺委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えいたします。

上下水道課職員7名です。水道事業会計は課長と主幹と主事の3名、簡易水道事業は業務係長1名、下水道事業は技師、主査、主任の3名というふうになっております。

○小寺委員長 金木委員。

○金木委員 上下水道課長の職ですから、当然水道事業の中で見えて別に悪いということはないと思うのですが、その辺は細かい何か、水道法だとか、地方自治のそういう規則の中で課長職は水道事業で見ることが基本だとか、そういうような決まりとか、そういうのはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○小寺委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えします。

特段そのような規定はないものと認識しております。

○小寺委員長 金木委員。

○金木委員 あまり厳しく言うつもりはないのですが、であれば今回の監査から報告されている審査意見書の中にも最後の5ページ、結びの中では効率的な事業運営、経費の縮減等、経営の健全化を図るとともに云々とありますから、どこまで考えるかは別としても、こういった状況からすればある程度の課長職も二分にして分けるというのは、ちょっと面倒になるかもしれませんが、そういう方法もたしか以前はやっていたと思うのです。そういうことも今後検討していただきたいと思いますが、何か所見あったらお願いします。

○小寺委員長 棟方上下水道課長。

○棟方上下水道課長 お答えします。

委員おっしゃることも分かるのですが、一番最初に申し上げましたように、なかなか事業の割合を明確にしてということが難しいところで、課長の人件費だけを分割して割り振るとかということにもならないと思うのです。ほかの職員も結局水道事業の仕事も下水道事業の仕事も簡易水道事業の仕事もしているわけですから、そういうところでなかなか明確に分けるということが難しいものですから、繰り返しになりますが、会計規模に応じて職員を張りつけてというようなことでやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○小寺委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 これで討論を終わります。

これから認定第8号について採決します。

本案は、原案のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小寺委員長 異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 令和3年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定については原案のとおり可決及び認定されました。

以上で各会計決算認定については、それぞれ可決及び認定することに決定しました。再開する本会議において報告することといたします。

◎町長挨拶

○小寺委員長 次に、駒井町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○駒井町長 令和3年度の各会計決算認定に際しまして、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。コロナ禍における原油価格、物価高騰などにより経済的に厳しい情勢が続いていることから、情勢の変化を的確に捉えながら、今後も身の丈に合った行財政運営を心がけなければなりません。次年度の予算編成に向かっていくに当たり、本委員会でもいただいたご意見を参酌し、限られた財源の中で効率的な取組を進められるよう計画的かつ効果的な事務事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

各会計につきましては、ご承認いただきましたことに心からお礼を申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎委員長挨拶

○小寺委員長 それでは、委員長退任に当たり、一言お礼の挨拶を申し上げます。

委員の皆様には終始熱心に審査をいただき、誠にありがとうございました。また、理事者並びに職員の皆様にも、本日の資料の作成並びに質疑での丁寧なご答弁や説明、また円滑な運営にもご協力いただきましたこと深くお礼申し上げます。委員の皆様には今回の決算審議で終わるのではなく、半年後の新年度予算にどのように反映されたのかをしっかりとチェックし、町民の声を形にするべく今後の議員活動に生かしていただきたく思います。また、理事者側の皆様には、ぜひとも新年度の予算編成や行政執行に生かされる努力をお願いいたします。

皆様方のご理解とご協力により、決算特別委員会の議案審議を終了することができました。心よりお礼を申し上げて、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(閉会 午後 3時47分)